

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外110名

被告 国

準備書面（64）

（違法性の主張の一部撤回）

2021（令和3）年1月12日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

原告らはこれまでの主張のうち，一部の違法性の主張について撤回する。

1 違法性の主張の撤回について

原告らは，次の主張以外の違法性の主張については，撤回する。ただし，撤回する主張中に，維持する違法性の主張に関連する部分が含まれる場合は，その限りにおいては維持するものと解されたい。

（維持する主張）

（1）地震に関する主張

- ・「断層モデルを用いた手法による地震動評価」において，レシピ（ア）の手法のみが適用され，レシピ（イ）の手法による計算結果の吟味がなされておらず，本件適合性審査は地震動ガイドI. 3. 3. 2（4）①1）及びレシピを踏まえたものとはいえないとする主張（入倉・三宅式が松田式等

他の経験式よりも地震規模を小さく設定することの問題に関する主張)。

- ・「断層モデル」における不確かさの考慮が不十分であることに関する主張
「断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価」については、地震動ガイド I. 3. 3. 3 (2) における不確かさの考慮に関し、アスペリティの応力降下量 (短周期レベル) について平均値の 1.5 倍としていることに関する主張。
- ・経験式が有するばらつきの考慮がされていないことに関する主張
- ・繰り返しの揺れの想定の欠如に関する関係

(2) 火山に関する主張

(3) 老朽化に関する主張

ケーブル, 中性子照射脆化に関する主張。

(4) その他

加振試験・減衰乗数に関する主張, 使用済み燃料ないし最終処分問題に関する主張。

2 撤回の理由

一部の主張を撤回する理由としては、早期の審理終結, 及び, 争点を絞り込むことで残された争点につきより充実した審理を求めるためである。

以 上